

## 都市農村共生・対流総合対策交付金事業等の交付対象事業費の一部が交付対象外

1件 不当金額(支出) 539万円

### 1 交付金事業の概要

気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会は、平成27年度から29年度までの間に、気仙沼市の市営牧場であるモーランド本吉及びその周辺地域の活性化を図ることを目的として、地場の農産物やその加工品等の山村の魅力ある地域資源の賦存状況・利用形態等の調査(地域資源調査)や地域資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成等を事業費2288万円(交付金同額)で実施した。

実施要領等によれば、交付金事業は、原則として、交付決定の通知を受けて行うこととされており、やむを得ない事情により事業実施主体があらかじめ地方農政局長等に交付決定前実施届を提出した場合を除き、交付決定前に開始した事業に要した経費は交付対象経費として認められないこととされている。

### 2 検査の結果

協議会は、交付金事業において、協議会の構成員となっている会社(業者)に地域資源調査に係る業務を委託費498万円で委託して実施したとして、この委託費等を交付対象経費として実績報告書に計上して交付金の交付を受けていた。

しかし、実際には、協議会が業者に委託して実施したとしている地域資源調査に係る業務については、本件交付金事業の交付決定日である28年1月よりも前の27年10月に、協議会の設立準備に係る事務局であった気仙沼市が入札等の手続を行うことなく業者に着手させていた。

このほか、組織づくりなどに要した経費として27年度から29年度までの実績報告書に計上されていた協議会の幹事会に係る宿泊料等には、宿泊実績がなく宿泊料の支給を要しない協議会の構成員に支払った宿泊料等40万円が含まれていた。

したがって、本件委託費498万円及び宿泊料等40万円の計539万円(交付対象事業費同額)は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計539万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
東北農政局	気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会 (事業主体)	都市農村共生・対流総合対策交付金等2事業	平成27~29	円 2288万	円 2288万	円 539万	円 539万